

# 岸和田市貝塚市清掃施設組合リサイクル啓発センター条例

平成 19 年 3 月 27 日  
条例第 1 号

## (設置)

第 1 条 岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）は、岸和田市及び貝塚市の市民が廃棄物の減量・再資源化及び再生利用（以下「リサイクル」という。）に関する認識を深め、快適な生活環境づくりと資源循環型社会の形成推進に資するため、岸和田市貝塚市清掃施設組合リサイクル啓発センター（以下「センター」という。）を岸和田市岸之浦町 1 番地の 2（岸和田市貝塚市クリーンセンター内）に設置する。

## (施設)

第 2 条 センターに別表に掲げる施設を置く。

## (事業)

第 3 条 センターは、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) リサイクルの普及及び啓発活動に関すること。
- (2) リサイクルに関する講座等の開設に関すること。
- (3) リサイクル品の展示に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要であると認める事業

## (使用の許可)

第 4 条 第 2 条別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

## (許可の制限)

第 5 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (4) その他管理者が使用を不相当と認めるとき。

## (使用者の責務)

第 6 条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間中、その使用に係る施設又は附属設備等を必要な注意をもって使用しなければならない。

## (許可の取消し等)

第 7 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく管理者の指示に違反するとき。
- (2) 第 5 条各号に定める事由が発生したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、管理者が特に必要があると認めるとき。

## (入館の制限)

第 8 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒絶し、又は退館を命じなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者
- 2 管理者は、使用者が前項に規定する措置を怠っていると認めるときは、これを行うよう指示し、又は自らこれを行うことができる。

(使用料)

第9条 第2条別表に掲げる施設の使用料は無料とする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第11条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第12条 施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(免責)

第13条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、管理者は一切その責めを負わない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

施設の名称
工房1
工房2
工房3
工房4
工房5
集会室
多目的室
情報コーナー